

福井県長期借換支援資金要綱

1 目的 経営者に事業改善意欲があるにもかかわらず、保証付きの既往借入金について返済条件の緩和を行っていることにより前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業者に対し、既往借入金の借換えおよび当該借換えとともに必要な新たな事業資金の融資の円滑化を図ることにより、中小企業者の資金繰りの改善や経営の改善に寄与することを目的とする。

2 融資対象者 県内において、1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者であって、次のいずれにも該当する中小企業者

- (1) 融資申込時点において、保証協会の保証付き既往借入金の残高があること
- (2) (1)の既往借入金の全部または一部について返済条件の緩和を行っていること
- (3) ローカルベンチマークを活用し、事業の強み・弱みなど経営課題の把握に取り組むこと
- (4) 金融機関および認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第21条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行うこと
- (5) (4)の事業計画に基づく前向きな金融支援を受けることによって、資金繰りの改善や経営の改善が期待できること

3 融資限度額 8,000万円

4 資金使途 (1) 2(4)の事業計画に基づく保証協会の保証付き既往借入金の借換えに必要な資金
(2) (1)に加え、2(4)の事業計画に基づく新たな事業資金

5 融資期間 15年以内（据置1年以内を含む。）
※ただし、新たな事業資金を含む場合は据置2年以内とする。

*中小企業者の定義
P.1「共通2(1)」参照

*融資申込みの前に県産業政策課の事前確認（2～3日）が必要となります。本要綱10に記載の必要書類を、県産業政策課まで提出してください。
確認後に融資申込書に受付印を押印して返却しますので、返却された後に、必要書類とあわせて商工会議所・商工会へ提出してください。
また、取下げとなった場合は、県までご連絡ください。

*ローカルベンチマークとは、企業の経営者等や金融機関・支援機関等が、企業の経営状態の把握を行うツールとして経済産業省が策定したもので、「財務分析シート」と「非財務ヒアリングシート」（以下「ローカルベンチマークシート」という。）から構成されています。

*融資限度額とは、1年度当たりの限度額です。
P.3「共通5(2)」参照

6 融 資 利 率	福井県中小企業者向け制度融資要綱(共通)の「5(5)融資利率」の別表1のとおりとする。	*2019年4月1日現在 【期間10年以内】 1.70%以下 【期間10年超】 2.10%以下
7 信 用 保 証	保証協会の保証を必ず付けること。 ・本資金は、国の定める条件変更改善型借換保証に対応した資金である。	
8 保 証 料 補 給	この制度による融資金に係る保証については、県が保証料相当額の3分の1を負担する。	*県が保証協会に対しその保証料相当額を負担するため、中小企業者は保証協会に対しその部分の保証料を支払う必要はありません。 *保証料補給の対象は2020年3月31日までの融資実行分に限りま。
9 担 保 ・ 保 証 人	保証協会の定めによる。	
10 必 要 書 類	(1) 融資申込書2部 [様式第1号-1、2] (2) 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書および消費税の納税証明書 (3) 直近2期分の決算書 (4) 経営改善計画書 [様式第2号] ※資金需要を証する書類を添付(設備資金の場合に限る。) (5) 業績推移と今後の計画 [様式第3号] (6) 中小企業者が作成したローカルベンチマークシート (7) 条件変更改善型借換保証用の状況説明書 (8) その他県、取扱金融機関、保証協会が必要と認める書類	*ローカルベンチマークツールについては、経済産業省のホームページに掲載されているものを利用してください。(ただし、認定支援機関等の支援により、「財務分析」および「非財務分析」を行った場合は、ローカルベンチマークツールに準じたものとして利用できます。) 作成にあたり、[別紙(記載例①)および(記載例②)]を参照ください。 *ローカルベンチマークツールが更新された場合は、更新後のものを利用してください。 *経営改善計画書については、これに準じたものでも利用できます。
11 その他注意事項	(1) 保証条件については、保証協会の業務取扱要領に定めるところによる。 (2) 取扱金融機関は中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けることとする。 (3) 取扱金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者に対し、計画の策定支援や経営支援を行うものとする。 (4) 取扱金融機関は、原則として年1回中小企業者の事業年度ごとに、保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告 [別紙、事業計画実施状況報告書(例)]しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。 (5) 取扱金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、	

認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

(6) 取扱金融機関が認定経営革新等支援機関である場合は、認定経営革新等支援機関たる金融機関単独で中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、本資金を利用することができるものとする。

(7) 県が必要と認める場合、融資または保証について、取扱金融機関、保証協会および関係支援機関に対し報告を求め調査を行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、2019年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、既に融資を行った融資金については、なお従前の例による。